

～ 活動報告 ～

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

ーインドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねてー

国際協力部教官

松川 充 康

第1 はじめに

2011年11月13日(日)から11月19日(土)までの間、法務総合研究所の企画として、インドネシア裁判官人材育成強化共同研究を実施した。

研究員は、インドネシアの司法全体及び裁判官人材育成の制度設計にも携わり、また、今後携わることになる幹部クラスの裁判官8名である¹。

アチャ・ソンジャヤ (Mr)

最高裁判所准長官 (民事部長)

モハマド・サレ (Mr)

最高裁判所准長官 (特別民事部長)²

ハビブラフマン・アバリ (Mr)³

最高裁判所判事

ティムル・マヌルン (Mr)⁴

最高裁判所判事

タクディル・ラフマディ (Mr)⁵

最高裁判所判事

プリ・パンブディ・テグ (Mr)

最高裁判所調査官 (最高裁判所長官付)

モハマド・エカ・カルティカ (Mr)

ベカシ地方裁判所長

ブディ・サントソ (Mr)

ボゴル地方裁判所長

研究員のうち3名はインドネシア最高裁自国予算での来日であった。

第2 本研究会実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、法曹養成の活性化、汚職撲滅など、司法制度の改革を重要な国家的課題と位置付けてきた。しかし、現時点では、いまだ裁判官の能力や公平性は十分とはいえず、国民からの信頼も低い。そのような中、インドネシア最高裁判所は、2006年、裁判所の人事行政部門につき、法務人権省からの移管を受け、裁判官の研修等を行う司法研究開発研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきたが、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけではなく、暗中模索の状態にある。そのため、インドネシア最高裁判所では、裁判官候補生研修のカリキュラム、判決起案などに関する教材、模擬裁判及び実務研修、更には裁判官任官後の研修(職務を通じた研さんを含む。)などの面で、先進国を始めとする他国の制度や工夫などに重大な関心を向けている。

一方、法務省法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の実施する「インドネシア和

¹ 司法研究開発研修所のうち裁判官研修を所管する司法研修局の局長を務めるアグン裁判官が来日できなかったのは残念であった。アグン裁判官は、インドネシアの司法改革を牽引する中核人材である。日本との交流においても重要な役割を果たしてきたし、今後もその役割を担っていくものと予想している。

² 特別民事部長は、最高裁判官として事件を担当するとともに、知的財産事件、倒産事件などに関する司法行政上の長としての立場も兼ねている。また、サレ最高裁判所准長官は、民事執行・保全についての文献を執筆するなど、インドネシアの基本法及び経済法の双方に精通した人物といえる。

³ 宗教裁判所出身である。

⁴ 軍事裁判所出身である。

⁵ 学者出身である。

解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、調停（mediasi、英語のmediationに対応）に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。その結果、インドネシア最高裁判所は、我が国に対する信頼を深め、和解及び調停に限らず日本の司法制度全般に関して強い関心を抱くとともに、司法制度改革を推進していく上で、引き続き日本から学びたいという考えを持つに至っている。

また、インドネシアでは、かねてから膨大な数の上告事件への対応が課題となっており、この点でも日本の知見や経験から学びたいとの希望が寄せられていた。

このような背景の下、法務総合研究所では、インドネシアの民事訴訟制度及び法曹養成制度の現状に関し、最新の情報を収集するとともに、同国の裁判所が抱える課題や日本の制度との基本的な相違点や共通点、日本の制度の強みなどについての共同研究を行うこととした。

第3 本研究会の内容—インドネシアの法・司法の現状と課題を整理しつつ

研究会の全体像は、日程表を末尾に添付した。

各セッションの内容につき、インドネシアの法・司法の現状と課題を踏まえて留意した事項も含め、以下説明したい。なお、講師及び訪問先には、当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号⁶をお渡しした上、場合によっては口頭での説明や協議の機会を設けていただくなどし、インドネシア法・司法の実情に関する正確な情報提供に努めた。

1 日本の司法及び法曹養成制度の概要

初日である11月14日（月）午前、導入レクチャーとの位置づけで、日本の司法制度及び法曹

養成制度の全体像につき、最高裁判所制作の「Justice in Japan（日本の司法）」とパワーポイント「日本の法曹養成制度の概要」（末尾に添付）を利用し、当職から説明した。その際、インドネシアと日本の制度の基本的な違いにつき、以下の点を特に留意した。

- ・インドネシアの下級裁判所は、一審、二審ともに、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所⁷及び軍事裁判所に分かれており⁸、しかも裁判官の採用及び研修も別々に行われている。日本との比較でいうと、日本の家庭裁判所とインドネシアの宗教裁判所との間で、扱う事件の類似性があるものの、家庭裁判所は裁判官の採用・研修・人事について別系統を設けているわけではない点に基本的な違いがある。また、日本の簡易裁判所に当たる裁判所は、インドネシアにはないが、通常裁判所及び宗教裁判所は、全国に各330～340程度設置されている。
- ・インドネシア最高裁にも現役裁判官から選ばれた調査官が配置されている。ただ、各最高裁判事に1名の調査官が専属する形態をとっていること、事件記録や法律・判例・学説を調査する役割を負っているわけではなく、日本で言う書記官あるいは秘書官に近い役割が主であることに基本的な違いがある。この点は、インドネシア最高裁調査官の英語訳は、"Assistant"とされているのに対し、日本の最高裁調査官は"Judicial Research Official"と訳されていることにも表れている。
- ・2007年と少し古いデータであるが、日本で民事訴訟事件として係属した事件数は、簡易裁判所501,787件、地方裁判所203,806件に対し、高等裁判所22,870件、最高裁判所4,688件である。インドネシアでは、最高裁での未済事件数が数万件に及ぶ状態が続いており、日本において審級が上がるごとに、事件数が急激に減少することは驚きをもって受け取られる。だからこそ、インドネ

⁶ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

⁷ イスラム法が適用される事件を扱う。家事紛争が主だが、昨今ではイスラム金融に関する事件も増えているという。

⁸ 松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号参照

シア最高裁としては、日本の上告制限規定と運用に関心を示すわけだが、本研究会全体を通じ、そういった直接的な制限だけでなく、下級審での解決を促進するような間接的な工夫(裁判官の人員配置、仮執行宣言など)についても、日本の知見や経験を提供しよう心がけた。その具体的内容については、以下の各項目内で触れていきたい。

・インドネシアでは、裁判官・検察官・弁護士の採用及び研修は、それぞれ別々に行われており、法曹という共通の意識は薄い。国情の違いがあるため、日本のような法曹三者共通の国家試験及び研修制度を直ちに導入することは困難であろうが、この点は日本の法曹養成制度の特色であるため、趣旨とともに強調して伝えた。また、インドネシアでは、裁判官向けの研修所こそ設立されたものの、常勤の教官がいるわけではなく、標準的な教材の開発も進んでいない。そこで、日本の司法研修所では、現役の裁判官が、裁判官の職務から離れ、民事裁判及び刑事裁判の教官として専従する仕組みをとっていること、その教官たちが教材の開発・改訂も担っていることも、日本の法曹養成制度の特色として説明した。

・インドネシアは、裁判官任官後の研修にも強い関心を持っているが、もっぱら全国の裁判官を研修所に集めての研修に目が向きがちであり、OJT(On the Job Training)、すなわち、職務を通じてどう研さんしていくかという発想が薄いように感じられる。

現にインドネシアの裁判所では、地方裁判所を3段階のランクに分け、裁判官は次第に上位の裁判所に異動していき、さらなる「昇進」として高等裁判所へ異動するという仕組みをとっており、高等裁判所から地方裁判所へ異動すること、上位の地方裁判所から下位の地方裁判所へ異動するということが、原則としてない。この仕組みでは、優秀な裁判官ほど、若手の裁判官のいない裁判所へ異動してしまうわけで、OJTが作用しにくい人事システムといわざるを得ない。

そこで導入レクチャーにおいて、日本の任官後

研修がOJTを中核としており、それを可能にするような人員配置上の工夫がなされていることも伝えた。この点も、後の各セッションで繰り返し表れるテーマである。

2 東京地方裁判所訪問(民事通常部、民事保全部)

(1) 民事通常訴訟傍聴及び民事通常部裁判官室見学

日本の民事訴訟のイメージを視覚的につかんでもらうため、東京地方裁判所において、民事訴訟の弁論期日を傍聴したが、今般の訪問では、通常部裁判官室の見学も明示的に依頼し、実現いただいた。その目的は、以下のとおりである。

・まず、ベテラン裁判官、中堅裁判官及び若手裁判官が、同じ部屋内で仕事をしている様子を直接見てもらい、導入レクチャーで述べた「裁判官のOJT」のイメージを視覚的に持っていただくこと。インドネシアに限らず、裁判官は各自個室が用意されている国が多く、日本もかつてはそうであった⁹。裁判官の人材育成というのが、施設上の工夫によっても図り得ることを伝える趣旨である。

・司法修習生の席が、裁判官室内にあることを直接見てもらい、実務修習のイメージを視覚的に持っていただくこと。しかも、その司法修習生には、将来検察官及び弁護士になる者も当然含まれている。日本が法曹三者共通の研修にいかに関心しているのかもあわせて伝えるものと考えた。

・裁判官室単位で文献、資料を充実させていること。予想どおり、インドネシア研究員にとっては驚きだったようであり、「インドネシアでは、図書室までいかない」と文献を調べることはできない。」との反応であった。

(2) 民事保全部における事件傍聴と手続説明

インドネシアでは、仮差押、係争物の仮処分

⁹ 稲田龍樹教授(学習院大学、元東京高等裁判所部総括判事)から御教示いただいた。

相当する制度はあるものの、その利用は低調であり、判決の強制執行が十分機能しない背景事情としても指摘されている。法務総合研究所では、この辺りの実態をより正確に把握するため、インドネシアに駐在する福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所）に委託し、インドネシアの民事執行・民事保全・担保権実行についての調査を進めているが、今般の共同研究でも、民事保全事件の傍聴と手続説明の機会をアレンジした。

東京地裁訪問時及び後日の議論を通じ、インドネシアの民事執行及び民事保全について、以下のような実情が確認された。

- ・インドネシアにおいて強制執行は、地方裁判所長の権限に属する。今回の研究員の1人であるサレ最高裁准長官（特別民事部長）によると、強制執行は芸術のようなもので、所長の腕の見せ所という。強制執行のルール整備が十分でない分、裁判所長の裁量に委ねられている部分が大きい可能性がうかがわれる¹⁰が、この点の詳細は上記委託調査の結果を待ちたい。

- ・インドネシアでも仮差押、係争物に関する仮処分に対応するものは存在するものの訴訟提起と同時に又は提起後に、訴訟手続内でのみ申立てが可能であり、債務者の言い分も聞いた上で発令の可否が判断される。研究員は、日本の仮差押、係争物に関する仮処分が、訴訟提起を前提とせず、債務者に知らされないまま発令されることに、大変な驚きを示していた。

この点、インドネシアでは、発令に先立って債権者が担保を積むという仕組みがなく、だからこそ、債務者の言い分を聞かずに発令することへの抵抗感が余計に強いものと思われる。

- ・日本では、仮差押、係争物に関する仮処分及び仮の地位を定める仮処分の3類型を、「民事保全」という包括概念でまとめて捉えるが、イン

¹⁰ たとえば、法規上、代替執行の規定はないが、運用として代替執行に相当することが行われることもあるという。当事者からすると、どのような執行が、どういった手続で可能かの予測可能性がどの程度あるか、さらなる調査が必要であろう。

ドネシアでは、このような整理がなされておらず、確認にまでは至っていないが、前二者と後二者は別物と扱われているようである。日本側が「民事保全」という言葉を発した際、前二者だけを意味するもの、あるいは、後二者だけを意味するものとして捉えられるなど、誤解を生じる可能性が高いので、十分な留意が必要である。

- ・日本では民事保全手続において、当事者を債権者、債務者と呼ぶが、インドネシアでは訴訟外での民事保全手続がなく、あくまで当事者は原告、被告である。そのため、当事者を指す意味として「債権者」「債務者」という用語を使った場合、インドネシアサイドに誤解を生じさせる可能性があるため留意が必要である。

- ・一方、仮執行宣言と民事保全につき、日本では別物で、規定されている法律も前者は民事訴訟法、後者は民事保全法と分かれているが、インドネシアでは「判決確定前の執行」というカテゴリーで同じ仲間のような捉え方をしているように感じられる。用語上の類似性もあり、混同が生じやすい概念であるため、インドネシアの法律家と議論する際には、十分な留意が必要であろう。

3 「日本民事訴訟法と上訴規整」の講義（同志社大学 川嶋四郎教授）

インドネシアでは、膨大な数の上告事件への対応策として、上告制限規定の導入を検討しており、日本の制度を研究したいとの要望が強かった。そこで、2003年度日本・インドネシア司法制度比較セミナー¹¹で講師を務めたこともある川嶋四郎教授から、「日本民事訴訟法と上訴規整—日本における民訴改正と上訴制限（特に、上告制限）を中心として」との講義をいただいた。レジュメを末尾に添付するので参照されたい。

川嶋教授は、現在の上訴制度を説明いただく

¹¹ ICD NEWS12号 (<http://www.moj.go.jp/content/000010281.pdf>) 参照

けでなく、明治以降の日本がどのような問題意識で、どのように上訴制限に関する規定の改正を重ねてきたかについて詳しい解説をされた。また、上訴を直接的に制限する方策だけでなく、下級審の審理充実と信頼、仮執行宣言と執行停止手続の規定及び運用、判例の充実による予見可能性の向上など、間接的に上訴事件減少の効果がある方策を幅広く整理いただいた。

4 東京パブリック法律事務所訪問

東京パブリック法律事務所は、いわゆる公設事務所として弁護士過疎問題の解消などに取り組んでいるが、司法修習生の実務修習受入れに加え、判事補の他職経験として弁護士になる者の受入れも行っている。日本における裁判官の人材育成では、裁判所のみ観点ではなく、司法修習から任官後の他職経験も含め、他の法曹経験も重視されていることから、法律事務所の実情を見学し、弁護士目線での法曹養成、任官後研修の在り方について意見交換する機会を設けた。なお、東京地方裁判所の裁判官室を見学した際と同様、判事補の他職経験として在籍する人が他の弁護士と区別されることなく、机を並べて仕事すること、司法修習生も弁護士のすぐ横で実務修習をすることも意識的に見聞してもらった。

後日研究員に話を聞いたところでは、裁判官あるいは裁判官になる司法修習生が、法律事務所勤務あるいは研修をするというシステムにつき、視野を広げ、現場感覚を身に付けるなどという意味で一定のメリットを感じた一方、インドネシアでは裁判官と弁護士との間で同じ法曹という意識が薄いため、心理的な抵抗感は否定できない様子であった。

ただ、当職が外国留学した際の経験からも、想像すらできない制度を目の当たりにすることは、外国で研究することの醍醐味であり、それをそのまま取り入れるかどうかはともかく、自国制度の在り方を考える上で、大きな刺激になる。今般の法律事務所訪問が、少しでもそういった刺激にな

ればと願っている。

5 「日本の司法制度・裁判官教育とその歴史」(学習院大学 稲田龍樹教授)

元東京高等裁判所部総括判事の稲田龍樹教授(学習院大学)から、上記標題の講義をいただいた。インドネシアの司法改革に役立つ知見提供としては、日本の司法制度及び裁判官教育の現状のみでなく、その歴史的経過もあわせて伝えることが肝要と思われることから、本講義をアレンジしたものである。

稲田教授からは、日本の裁判官像や裁判官教育の在り方などが、どのように変遷してきたかにつき、含蓄の深い話を頂戴したが、その一例として、裁判所の建物構造の変遷に関する部分を紹介したい(関連するパワーポイントのスライドを末尾に添付する。)

添付スライドの1枚目は、裁判官室の在り方の変遷を示している。当初は、各裁判官が個室で執務していたが、その後同一室内で(ただし、各自壁に向かっている)、さらに机を向き合わせて執務するに至った変遷が図示されている。インドネシア研究員には、東京地方裁判所裁判官室を見学したときのことを思い出してもらい、その趣旨を再確認してもらった。

添付スライドの2枚目は、地方裁判所においては裁判官と書記官が、家庭裁判所においては裁判官・書記官・調査官が同じフロアで執務するようになったことが図示されている。このような執務室の設計が、異なる職種間の協働を実現する上で重要であることを示唆いただいた。

6 最高裁判所訪問

インドネシアから、上告制限の運用の実情のみならず、最高裁における事件審理の在り方、さらに判例の効力・機能・公開の在り方などにつき、強い関心が示されていたため、最高裁判所訪問をアレンジした。インドネシアの関心事項に対しては、最高裁調査官制度が回答の軸になると考えら

れたことから、最高裁判所調査官室に講師をお願いしたところ、山田真紀室長にお引き受けいただくことができた。

山田室長からは、上告審の構造、上告制限規定の運用も含めた形での最高裁における審理の概要、その中での調査官の役割、判例公開の実際などにつき、詳細な説明をいただくとともに、インドネシア研究員からの質問に対して大変丁寧な対応をいただいた。加えて、元駐インドネシア日本大使でもある竹内行夫最高裁判事には、表敬訪問をお受けいただき、インドネシアにおける法的予見可能性向上の重要性につき、期待を込めた言葉を頂戴した。

一連の質疑応答及び後日聞いた話から、インドネシアの実情につき、以下の点が確認された。

- ・インドネシアでは、最高裁への上告のみでなく、その後の再審申立ても膨大な数に昇っているとのことであり、再審が第四審であるかのような意識が当事者・弁護士のみならず、裁判官の側にも存在するようである。山田室長に対して、「再審の審理はどのように行うのか。」「最高裁は法律問題のみを扱うというが、再審の場合は事実問題の審理をしないのか。」といった質問がなされ、日本サイドとして戸惑う場面があったが、上記のような背景があつてのことであつた。

ベトナムなどの社会主義国においては、上訴期限が経過し、あるいは、最終審まで終えた事件でも監督審による是正の余地が残されており¹²、この点がしばしば問題になる。一方、インドネシアでは、監督審こそないものの、再審を上訴とあまり区別しない意識を前提に、再審による紛争の蒸し返し、引き伸ばしが横行している様子がうかがわれた。そのため、インドネシアから、上訴制限について意見を求められた際には、再審事由の在り方も含めた質問であると理解するのが妥当なようである。

- ・インドネシアの最高裁判事は 60 名程度であり、

また、通常裁判所、宗教裁判所、行政裁判所及び軍事裁判所それぞれの出身者がいる。これまで、これらの最高裁判事が、自身の出身にかかわらず、あらゆる事件類型を担当してきた結果、専門性に欠けた判断がされている、異なる裁判体同士で矛盾した法的判断が示される、そのために判決の予測可能性が著しく低い、といった批判がなされてきた。そこで、インドネシアでは、各最高裁判事を民事、刑事、宗教、行政及び軍事のいずれかのルームに所属させ、それぞれの種類の事件に専属させるシステムを導入しようとしている。彼らはこれをルームシステムと呼んでおり、バックグラウンドに沿った事件への専従とともに、各ルーム内での判決の情報共有を確実にすることで、判決間の矛盾を防止しようとしている。

日本で同様のシステムがとられているか質問があつたが、日本の各小法廷・各最高裁判事はあらゆる事件を担当するため、インドネシアのルームシステムとは異なる。ただ、日本でも調査官室は、民事、刑事及び行政に分かれているわけで、共通の発想を見出すことができるようにも思われる。

- ・インドネシアでは、最高裁判決の公開こそかつてよりは進んできた。しかし、それら判決を後日検索しやすい形で整理・整頓する、検索のシステムを整備する、といったことは不十分な様子であり、このことも、最高裁の判決間に矛盾が生じ、下級審でも判例を省みない判決が出される背景として指摘できる。

山田室長からは、最高裁の重要判決の公開の在り方につき丁寧な説明をいただき、後日当職からも、最高裁判所判例集の実物を見てもらうとともに、判例六法や判例データベースなどを利用した判例・裁判例検索の仕組みを説明した。

法令、判例などの法律情報を整理・整頓し、誰にとっても検索・利用がしやすい形にするということは、日本では当たり前に行われているが、この点の重要性に気付かない、あるいは、気付いてもなかなか実行できない、という国は少な

¹² 松川充康「第37回ベトナム法整備支援研修(テーマ:民事訴訟法改正)」ICD NEWS47号183ページ参照

くない。法律の理論や解釈の在り方ももちろん重要であるが、情報・知見の整理・整頓といった法律以前の基本こそが、実は自立発展性を大きく左右する要因ではないかと、個人的には感じている。

7 民事訴訟法・民事保全法の条文英訳を利用した補足説明及び民事訴訟第一審解説ビデオの視聴

(1) 民事訴訟法・民事保全法の条文英訳を利用した補足説明

4日目である11月17日(木)午前は、これまで提供されてきた日本法の情報・知見を、民事訴訟法及び民事保全法の英訳¹³を利用して振り返った。このようなセッションを入れることで、多様な情報・知見を整理し、理解を一段と深められると考えてのことである。

具体的には、次のような事項の説明をした。

・送達(民事訴訟法98条～113条)

送達については、東京地裁訪問時に質問されていたが、その場では時間に限りがあったため、この機会を利用して説明した。研究員の説明によれば、インドネシアにも公示送達に相当する制度が存在するようである。加えて、新聞などのメディアを利用した送達も行われているという。

・仮執行宣言(民事訴訟法259条)

インドネシアにも仮執行宣言に相当する制度はあるものの、公正証書など一定の形式を備えた証拠が存在する場合のみ可能である上、債権者に認容額と同額の担保を求めるのが通例とのことであった。この点、日本の実務運用として、一審段階から無担保で仮執行宣言が出される場合が多いこと、これも下級審重視の現われの一つといえることを説明した。

インドネシアの制度及び運用下では、仮執行

宣言が出されることはまれであり、上訴による訴訟の引き伸ばしは容易である。この点も、上訴を誘発しやすい事情のように思われるが、一方で、下級審裁判官及び判決の質が不十分であるとすると、仮執行宣言を広く利用する制度及び運用へ直ちに移行することも難しいであろう。

・上告(民事訴訟法311条～337条)及び再審(同338条～348条)

上告の理由(同312条)、上告受理の申立て(同318条)、再審の事由(同338条)を中心に説明した。インドネシアでは、上告もさることながら、再審があまりに広く利用されているとのことであったため、日本の再審事由が制限列挙事由に限定されていること、しかも証拠偽造などを事由とする場合は刑事手続を経なければならないことを説明した上、実際にも再審が利用され、ましてや再審開始決定がされるのはまれであることを付け加えた。

・民事保全法

民事保全法が、民事訴訟法とは別の法律として存在することを説明した。先にも述べたとおり、インドネシア研究員の間で、仮執行宣言との混同が見られたことから、民事保全が訴訟提起前段階から申立て可能な手続であること、民事保全では保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性の疎明が必要であること(民事保全法13条)、発令に先立って債権者に担保を積んでもらうのが通例であることなどを、両者の基本的な違いという観点も意識して説明した。

(2) 民事訴訟第一審手続の解説ビデオの視聴

司法研修所制作の「民事訴訟第一審手続の解説」ビデオにつき、最高裁判所の許可の下、スク립トのインドネシア語訳を配布するとともに、当職の解説を加えながら視聴していただいた。日本の法曹養成で利用される教材の例を知ってもらうとともに、日本の民事訴訟の実態を正確に伝えることを目的とした。

¹³ 政府法令英訳を利用した。<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>

日本法について英語で発信しているウェブサイトとしては、他に以下のようなものがある。

・Transparency of Japanese Law Project: <http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/index.html>

・最高裁判所(英語): <http://www.courts.go.jp/english/>

- 全編で2時間程度のビデオだが、以下のような補足説明をしつつ、30分程度に絞って視聴した。
- ・訴状の受付から担当裁判官及び書記官が決まるに至るシーンでは、事件の配転が機械的な順転であることを強調した。この点、インドネシアでは、事件の配転は所長による裁量で行われており、恣意的な配転がなされているとの批判を耳にすることもある。
 - ・ビデオ内では、各期日前の裁判体による合議風景が繰り返して出てくるが、このシーンを意識的に見てもらった。これまでのセッションでも、日本における若手裁判官の育成では、ベテラン裁判官及び中堅裁判官との合議を通じた OJT が重視されていることを繰り返し述べてきたわけだが、本ビデオを通じ、その光景を視覚的に伝えることを意図したわけである。
 - ・本ビデオでは、第1回弁論期日に続き、弁論準備手続を2回経て、弁論期日に戻るという設定であるが、その各期日間がおおよそ1か月ごとであることを説明した。また、弁論準備手続は、インドネシアにはない制度であるため、主張及び証拠を整理し、争いのない事実及び争点を明確にするための手続として民事訴訟法に規定されていること、非公開で行われ、合議体の事件であっても、1名又は2名の受命裁判官が行ってよいことを説明した。裁判官が壇上ではなく、当事者と同じテーブルで活発な議論をするシーンは、研究員にとって大変新鮮だったようである。
 - ・インドネシア最高裁に対しては、2007年～2009年まで、JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクトが行われたため、日本の和解・調停に対するインドネシアの法律家の関心は高い。一方で、日本における訴訟上の和解及び裁判所での調停は、日本特有の側面が多く、そもそも「訴訟上の和解」と「調停」との区別一つとっても、他国へ正確に伝えることは極めて難しい。インドネシア語においても、「訴訟上の和解」「調停」に一对一で対応する用語はない。そのため、和

解・調停制度強化支援プロジェクトでは、日本の「訴訟上の和解」「調停」という用語につき、無理に翻訳しようとせず、「Wakai」「Chotei」といった言葉をそのまま使うようにもしてきたという。

本ビデオでは、第1回弁論準備手続期日内でまず和解が試みられ、第2回弁論期日（尋問）後に、和解期日が2回指定されるという経過をたどっているため、これらのシーンもよく視聴してもらうとともに、これは「訴訟上の和解」(Wakai) であり、訴訟を前提とせずに申し立てることも可能な「調停」(Chotei) の手続とは別物であることを解説した。

インドネシアでは、訴訟提起後、第1回期日直後という早い段階で「調停」(mediasi) という別手続に付し、話し合いによる解決を試みるのが義務付けられている。そして、その「調停」(mediasi) を主宰する調停人は、調停人資格を有する裁判官（訴訟担当裁判官とは限らない）又はそれ以外の調停人資格保有者である。インドネシア研究員の多くは、日本でも同様の流れが通常であると思っていた様子で、「この訴訟事件で、調停は行われなかったのか。」という質問もされた。そこで、当職から、日本で訴訟提起後に「調停」(Chotei) を利用するのは、一部の例外を除いてまれであること、日本において、訴訟提起後でも話し合いによる解決を試みるのが多いのは事実だが、それはビデオで見てもらったとおり、訴訟を担当する裁判官が訴訟手続内で主宰する形態、つまり、「訴訟上の和解」(Wakai) であり、インドネシアの「調停」(mediasi) とは随分異なることを説明した。最終的には研究員にもよく理解いただけた様子で、「日本の民事訴訟における話し合いの進め方は、かつてインドネシアで行っていたのと似ている。」という発言もあった。

本ビデオについては、日本の民事訴訟全体の流れが分かりやすく、大変興味深かったなど、とても好評であった。また、本ビデオは、2011年11

月の中国法官(裁判官)学院向けの本邦研修でも利用したが、やはり分かりやすく、とても参考になるとの評価であった。

言葉をどれだけ費やしてもなかなか伝わらないことが、こういった動画を利用すると、何とも容易に、かつ、明確に伝えることは珍しくない。法整備支援全般において、本ビデオも含め、視覚に訴えるツールのより広い活用が検討されてもよいように思われる。

8 日本における法曹養成と教材について

(大阪大学 下村眞美教授、名古屋大学 島田弦准教授)

大阪大学大学院高等司法研究科の下村眞美教授(元裁判官)から、日本における「法曹養成と教材」とのテーマで講義いただいた。レジュメを末尾に添付するので参照されたい。

- ・下村教授の講義は、裁判官、大学教授、さらにはロースクールにおける指導者という幾重ものバックグラウンドをベースとしたもので、教材の役割、教材の種類、教材の利用方法などに関する有益な情報・知見を、分かりやすく整理・整頓した形で提供いただいた。たとえば、教材の種類や利用方法も、法学部、ロースクール、司法修習、そして法律実務家になった後という段階に分け、各段階で習得が期待されるものが何かを明確にした形での知見提供であった。
- ・また、下村教授からは、民事訴訟一般の話として、「同種の事案については、同じような結論がもたらされなければ、法的安定性を欠くことになり、裁判所の判断を信用してもらえません。」「資本主義の下においては、予測可能性があるということが重要です。権利が実現される可能性と投下資本の回収リスクがあらかじめ客観的に計算できなければ、誰が資本を投下するでしょうか。裁判が客観的な法の適用によって行われ、裁判内容をほぼ確実に見込めること、さらには、裁判内容に基づき権利が現実的に実現できる執行制度が確保されていることが、資本投下を促進するため

の必要条件となります。国が発展していくためには、裁判への信頼がなければならないのです。」といった説明もなされた。

法的予測可能性と透明性の低さは、まさにインドネシアのビジネス環境のみならず、社会全体の発展と安定にとって、最大の阻害要因の一つである¹⁴ ¹⁵。下村教授の発言はまさにこの点を理論的に説明するものであり、研究員も聞き入っていた。

- ・本講義には、インドネシア法研究者である島田弦准教授(名古屋大学国際開発研究科)にも講師として加わっていただいた。法整備支援では、法制度や発想の根本的な違いから、なかなか議論がかみ合わないといった場面に遭遇することが珍しくない。そのような際、両国の法制度や発想、さらに言語に精通した研究者などがいてくださると、なぜ議論がかみ合わないかの背景がよく分かるとともに、両国間のコミュニケーションが大変円滑に進むことが多い。今般のセッションでも、議論がかみ合わない、あるいは、相互理解が難しいような場面になると、島田准教授がフォローに入ってくださり、両国ともなるほどそういうことだったのか、と腑に落ちることが何度もあった。

なお、同様のことは、カンボジアの若手裁判官向けに実施された平成23年10月の本邦研修¹⁶内の民事事例研究において、カンボジア・日本の両制度及び両言語に精通されたコン・テイリー准教授(名古屋大学法政国際教育協力研究センター、

¹⁴ ジャカルタ・ジャパクラブによる提言「黄金の5年間にに向けて—ビジネス環境の改善に向けた日本企業の提言—」(2010年1月) <http://www.jjc.or.id/picture/iken20100122JPN.pdf>
・「インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが、我々は、とりわけ2つのL、すなわち、法的不透明性(“Legal Uncertainty”)と、インフラの欠如(“Lack of Infrastructure”)については早急な解決が求められていると考える。」

・「法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一した法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」

¹⁵ 栗田哲郎「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」

<http://www.moj.go.jp/content/000077610.pdf>

¹⁶ 上坂和央「第10回カンボジア法曹養成支援研修」ICD NEWS 本号参照

CALE¹⁷⁾に講師として加わっていただいた際にも強く実感された。こういった連携は、法整備支援全般において、より積極的に試みていくべきものと思われる。

・司法研修所制作の「民事判決起案の手引」のインドネシア語訳が、島田准教授にも多大な協力をいただきながら完成したため、これを各研究員に配布した。本手引の翻訳は、インドネシア最高裁より、かねてから求められていたものである。本セッション内では詳細に説明する時間はなかったが、翌金曜日午前の時間を使い、当職から、本手引の構成及び概要を一通り説明した。

前述した民事訴訟第一審手続の解説ビデオも含め、日本の司法研修所製作による各種教材は、日本の法曹養成あるいは訴訟実務の知見が集約されており、法整備支援においても極めて有用な資料である。最高裁からは、こういった教材の法整備支援での利用を目的とした翻訳につき、幅広い許可を頂戴しており、今後とも効果的な活用を試みていくべきと考える¹⁸⁾。

・下村教授が、裁判官として高裁での職務経験もあるとの話をきっかけに、日本では裁判官が高裁から地裁へ異動することがあるのか、あるいは、都市から地方へ異動することがあるのか、といった質問がなされた。前述のとおり、既に説明済みの事項なのだが、よほどインドネシアの裁判官にとっては、意外なことなのだろう。日本サイドからは、日本の人事システムでは、それら異動と昇進とが直接リンクしていないという側面だけでなく、そういった人事の運用が、若手裁判官のOJT・一審重視・上訴の少なさ・仮執行宣言の幅広い活用など、これまで出てきた話とつながっていることにも目を向けてほしいとの指摘があった。インドネシア研究員の何人かが、今回の来日

中で最も強くうなずいた場面でもあった。

9 積み残された話題や質問へのフォローなど

最終日である11月18日(金)には、これまで積み残された話題や質問について補足説明をした。最高裁判決の公開や検索システムの実情、民事判決起案の手引などが話題の中心であり、具体的には既述のとおりである。

また、損害賠償請求事件における損害額の算定基準についても質問があったことから、交通事件での裁判実務、法律実務の積み重ねによって、死亡及び傷害事案における基準が形成されていった経緯を紹介した。あわせて、そういった基準化が進んだ結果として、交通事件における判決の予測可能性が高まり、多くのケースが訴訟を経ることなく話し合いによって解決されていることも説明した。今般の研究会中でたびたび話題になった「判決の予測可能性」と「話し合いによる紛争解決」との結びつけを意識したものである。

10 今後の交流の在り方に関する協議

最終日は、インドネシアと縁の深い法律家及び学者¹⁹⁾にも集まっていたいただき、インドネシアと日本との法・司法分野における交流の在り方について、率直な意見交換を行った。

・中でも、アチャ最高裁准長官から、「昨年及び本年のような日本での研究の機会を、毎年継続的に提供してほしい。期間は2週間、メンバーは10年～20年程度の経験年数で、将来幹部になることが期待される裁判官8名(毎年入れ替わる。)を中心とし、最高裁の幹部裁判官2名(できるだけ前年との連続性を持たせる。)もあわせた10名とするのが希望である。」という具体的な要望があったことは特筆すべきであろう。当職からは、予算やロジ面などの事情にも関係するため、その

¹⁷⁾ 法整備支援に関する研究、アジア諸国に対する法整備協力、アジア諸国における日本法教育を行っている。 <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

¹⁸⁾ 「民事弁護教材 民事執行」のインドネシア語訳も、今回のプログラムで翻訳をしていただいた呼子紀子氏によって進められている。

¹⁹⁾ 草野芳郎教授(学習院大学、元裁判官)、稲葉一人教授(中京大学、元裁判官)、大島崇志弁護士(元裁判官)、稲田龍樹教授(学習院大学、元裁判官)、平石努弁護士(東京青山・青木・狛法律事務所、元JICA企画調査員)、角田多真紀弁護士(田中彰寿法律事務所、元JICA長期専門家)

場で約束できないことを前置きしつつ、日本の法制度・運用や法曹倫理に刺激を受けた幹部候補の裁判官が毎年着実に増えていくというこの枠組み自体に個人的な賛意を示した。その上で、民法の事例問題を題材に、インドネシアと日本との民法比較研究²⁰のコマを設けること、最終日には日本での研究結果を踏まえ、インドネシア司法の改善計画についてレポートを発表してもらうことをアイディアとして申し上げたところ、アチャ最高裁准長官からも、これに賛同いただいた。

ただし、2009年のJICAプロジェクト終了後のインドネシア最高裁と日本の法務省との法・司法交流はすべてが手探り状態である。この点、いわゆるサブ（研究の中身）面では、昨年の研修²¹及び本年の共同研究を通じ、カリキュラム・講師や訪問先とのつながり・翻訳物も含めた資料などの蓄積が相当になされたといえ、これらを適宜組み合わせれば、十分充実した研究会を実現することはできるであろう。一方、ロジ面では、両国間の法・司法交流を継続性ある形で行っていくためには、解決すべき課題が山積みである。たとえば、空港とホテル間送迎の手配・アテンド、ホテル・食事・移動の手配・アテンド、さらには急病者への対応などは、本来専門の業者に委託すべき業務²²であり、JICA 枠のプログラムであれば当然そうなるが、法務省独自に実施した本研究会では、国際協力部の職員数名のみによる自前対応となり、ぎりぎりの綱渡りというのが実感である。また、

通訳1名で今回のような高度の議論を伴う研究会を実施することは、通訳の負担がとて大きく、その軽減策も検討されなければならない。

本セッションでは、サブ面での基本的な方向性で互いに共感を示しつつも、ロジ面では検討課題を整理するにとどめ、今後協議を継続していくこととした²³。

- ・なお、現在、インドネシアに駐在する民間ベースの日本人弁護士が増えつつある一方、公的な立場でインドネシアに駐在する日本人法律家は、2009年のJICAプロジェクト終了後は1人もいない。その結果、今般のような研究会前後のフォローは行いようがなく、研究成果を深め、広めるといった協力はまったくできていない。また、インドネシアと日本という遠方間では、連絡を取ったり、話し合いの機会を持つたりすることさえ多大な困難を伴っている。両国どちらかでキーパーソンの異動があるたび、交流の継続性に不安が生じる状態といってもよいであろう。
- ・インドネシアのさらなる発展と安定にとって、法・司法における法的予測可能性及び透明性の向上は最重要課題の一つであり、この点に日本も多大な利害を有することは、官民間わず繰り返し指摘されている。また、今般の研究会の中でも、インドネシア最高裁からは、インドネシアの司法改革における日本への期待が強いことが、各表敬などの際に繰り返し述べられた。前述のアチャ最高裁准長官からの提案自体、日本への強い期待の表れそのものである。

本研究会の最終日と偶然にも同じ日である平成23年11月18日（金）、日ASEAN共同宣言及び同宣言に基づく行動計画が採択されたが、同行動計画の1.5.5は、"Continue to promote capacity building in the law and justice sector to strengthen the rule of law, judicial systems and the legal infrastructure."（当職による和訳：法の支配、司

²⁰ 事例問題を題材に民法の比較研究を行うという手法は、現行のラオス法整備支援プロジェクトで行われている。<http://gw.web.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/5149c5c90686125149256cbe003147f9/5152046edb1b5fe0492576ff000696e2?OpenDocument>

また、2012年4月に新たなフェーズが始まる予定のカンボジア法整備支援においても、民法の事例研究が取り入れられる見通しである。カンボジア民法は日本の全面的支援を受けて起草されており、既に日本法の知見が多分に取り入れられているため、「比較研究」という枠組みにする必要性が低いと見ることもできよう。

いずれも、参考になる部分が多いと思われる

²¹ 松川充康「第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修」ICD NEWS 46号参照

²² 例としてJICEのウェブサイトを参照。JICAのほか、外務省、財務省、経済産業省などから受注しているようである。

<http://jice.org/jigyuu/kensyuu.htm>

²³ こういったロジの大変さやつらさは実体験しないと分かりにくく、なかなか理解が広まらないのが残念である。一方、ロジを理由に、肝心のサブが制約を受けてしまうのも、実にもったいない。

法制度及び法的インフラを強化するため、法・司法分野での人材育成促進を継続する。)とされており²⁴、まさに法・司法分野における人材育成の重要性に言及している。

その ASEAN において中心国とされるインドネシア²⁵との間で、ASEAN に重大な利害を有する日本が、法・司法分野での協力・交流をどういった形で行っていくか。より幅広い人々や機関がいっしょになって、より真剣に検討を重ねていくべき問いであると思われる。

第4 インドネシア法・司法に関する知見の整理

本稿執筆の機会を利用し、インドネシアの法・司法に関する有用な文献(日本語、英語)・知見を整理しておくこととしたい。既述の本共同研究会に関する報告中に記載されていないものを中心とする。

いずれも、必ずしも最新の情報にアップデートされているとは限らないため、その点には十分留意されたい。

1 インドネシアの統治機構や法・司法制度全般

○憲法

- ・インドネシア憲法の和訳—ICD NEWS ウェブサイト²⁶に掲載
- ・川村晃一「試行錯誤を重ねた 1945 年憲法の改正」アジ研ワールド・トレンド No.154²⁷

○インドネシア法・司法の全般的な解説書及び報告書(日本語)

- ・島田弦「インドネシア」『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会
インドネシア法・司法の基本情報に加え、法律情報のリソースが充実している。
- ・山下輝年「インドネシアの司法制度と司法改革

の状況」ICD NEWS 3号²⁸

2002 年の調査に基づく報告書。その後、下級審の司法行政権が、法務人権省から最高裁に移管され、いわゆるワンフルシステムが実現した。

- ・松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号²⁹

当職による 2011 年時点での調査報告。

- ・黒田法律事務所編著「インドネシア進出完全ガイド」カナリア書房

会社法制、土地法、労働法、税法、M&A などを中心に整理されている。

- ・投資制度(JETRO ウェブサイト)³⁰

外資規制、税制、外国企業の会社設立手続などの概要が説明されている。

○インドネシア法・司法の全般的な解説書及び報告書(英語)

- ・Andrew I. Sriro “Sriro’s Desk Reference of Indonesian Law” Equinox

インドネシアの基本法、経済法、紛争解決システムなど幅広い分野をコンパクトにまとめた文献として定評がある。

- ・Prof.Mr.Dr.Sudargo Gautama “Indonesian Business Law” PT.Citra Aditya Bakti

準拠法、契約法、土地法、担保法、会社法、倒産法、知的財産法、税法、仲裁、裁判システムなどについて解説。

- ・ASEAN Law Association “Indonesian Legal System”³¹

- ・Baker & McKenzie “Dispute Resolution around the World – Indonesia”³²

○イスラム教徒の家事事件やイスラム金融に関する紛争については、国家法(フクム)ではなく、イスラム法(シャリア)が適用され、宗教裁判所

²⁴ ASEAN-JAPAN PLAN OF ACTION 2011-2015

<http://www.aseansec.org/documents/19th%20summit/JP-PoA.pdf>

²⁵ ASEAN事務局及びASEAN常駐代表委員会がインドネシアに置かれているほか、ASEAN日本政府代表部も在インドネシア日本大使館内にある。http://www.asean.emb-japan.go.jp/abprof_j.html

²⁶ <http://www.moj.go.jp/content/000053552.pdf>

²⁷ http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/pdf/2008_07/04.pdf

²⁸ <http://www.moj.go.jp/content/000010257.pdf>

²⁹ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

³⁰ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_01/

³¹ <http://www.aseanlawassociation.org/legal-indonesia.html>

³² http://www.bakermckenzie.com/files/Uploads/Documents/Global%20Dispute%20Resolution/Dispute%20Resolution%20Around%20the%20World/dratw_indonesia_2009.pdf

が管轄する。また、インドネシアには、地域や民族に根ざした慣習法（アダット）も存在するとされるが、その法的位置づけ、単なる慣習と慣習法との境界などに関し、インドネシアの法律家の間でも必ずしも共通の理解がないように思われる。詳細については、さらなる調査が必要であろう。

2 民法、土地法

○民法（英訳）³³

インドネシアの民法は、オランダ統治時代にオランダ語で書かれたものがいまだに存続している。規定を人、物、行為に大別するインスティトゥティオネス方式をとっているが、オランダ経由でフランス法の影響を受けたものといえよう。

経済法制の整備が比較的進んでいるのとは対照的に、こういった基本分野が放置されたままである点に、インドネシアの特色と弱みがある。知的財産法一つとっても、民法の特別法として位置づけられるわけで、民法をおろそかにしたままで、適正な解釈、運用が普及するとは考えにくい。

○土地法

- ・1960年9月24日付第5号土地基本法（英訳）³⁴
- ・ジェトロ・ジャカルタセンター「インドネシアの不動産利用制度」（2010年1月）³⁵

所有権その他の用益権が分かりやすく整理されている。

なお、インドネシアにおいて、外国人の土地所有は認められていないが、夫婦共有財産制がとられているため、インドネシア人であっても、外国人と婚姻した後の不動産所有権取得が制限を受けるという³⁶。

- ・スマトラ島の都市メダンの行政裁判所がかつて聴取したところによると、行政裁判所に提起される訴訟のうち、土地の権利帰属や境界に関する紛争が相当の割合を占めているとのことで

あった。同一土地における権利証書の二重発行という例が紹介されたほか、国による事業権などの付与、設定を巡る紛争も存在するようで、だからこそ、私人間の民事訴訟ではなく、行政訴訟の形態をとっているものと思われるが、詳細については、さらなる調査が必要であろう。

3 民事訴訟・民事執行・民事保全・担保権実行

インドネシアでは、民事執行及び民事保全も含めた民事訴訟についても、オランダ統治時代に制定されたオランダ語の手続法がそのまま残っている。しかも、HIR（又はRIB、改正インドネシア手続法（規則））、RBg（又はRDS、域外手続法。「域外」はジャワ島・マドゥラ島以外を意味する。）及びRv（欧州人に対する民事手続法）の3法が並存した状態にあり、具体的な適用関係も釈然としない³⁷。

民事執行、民事保全を含めた意味での民事訴訟が適正に整備、運用されなければ、知的財産などの経済法制をいかに整備しても、そのエンフォースメントは実効性がなく、結局は絵に描いた餅である。民法と同様のボトルネックがここにも見られる³⁸。

○民事訴訟

- ・山下輝年「インドネシア司法事情」ICD NEWS12号³⁹

インドネシアにおける民事訴訟の流れ、上訴審も含めた特色、2003年時点における改革の動向などが報告されている。

- ・法務総合研究所では、平成23年度、インドネシア法研究者である島田弦准教授に、「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」を委託している。本調査結果については、ICD NEWS及び当部ウェブサイト⁴⁰での掲載を予定している。

³³ http://www.unhcr.org/refworld/category.LEGAL...IDN_3ffbd0804_0.html

³⁴ <http://www.scribd.com/doc/16626212/Indonesia-Basic-Agrarian-Law-No-5-of-1960->

³⁵ http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000183/indonesia_estate.pdf

³⁶ 「国際結婚と土地の所有」じゃかるた新聞2010年8月3日

³⁷ これら法典の和訳を行うことも有用であろう。なお、統一された民事訴訟法の必要性を指摘する声もあるが、立法化の目的は立っていないようである。

³⁸ 日本は、ベトナム及びカンボジアにおいて、民法、民事訴訟法といった基本法の起草支援を行った実績がある。

³⁹ <http://www.moj.go.jp/content/000010280.pdf>

⁴⁰ http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

○民事執行・民事保全・担保権実行

・法務総合研究所では、平成23年度、福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所からジャカルタ所在の法律事務所である Widyawan & Partners に出向中）に、「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」を委託し、在インドネシア大使館からも協力をいただいている。また、執行関連としては、栗田哲郎弁護士（シンガポール所在の法律事務所であるラジャ・タン法律事務所）に、「アジア各国における外国仲裁判断の承認及び執行に関する調査研究」を委託したが、その調査対象国にはインドネシアも含まれている⁴¹。

これら調査により、今までその実像がほとんど分からなかったインドネシアの民事執行・民事保全・担保権実行についても、知見蓄積が進むものと思われる。

○調停 (mediasi)

・角田多真紀「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」⁴²

2007年～2009年のJICA 和解・調停制度強化支援プロジェクトの成果である裁判所付設の調停に関する最高裁規則2008年1号、調停人研修カリキュラムなどについて、概説及び今後の課題などが分析されている。

前述のとおり、インドネシアに導入された制度は、訴訟提起を前提に、第1回期日直後という早い段階で「調停」(mediasi) という別手続に付し、調停人資格を有する裁判官（訴訟担当裁判官とは限らない）又はそれ以外の調停人資

格保有者の主宰のもと、話し合いによる解決を試みることを義務付けるというものである。日本の訴訟における「和解」(Wakai) と異なることは前述のとおりであるし、日本の「調停」(Chotei) と比較しても、訴訟提起後のみに利用可能で、第1回期日直後の実施が義務付けられていること、調停の期間が40日に制限されていること、実際に利用される調停人の大半は裁判官であること⁴³といった点で、大きな違いがある。インドネシアは、日本の制度・実務運用を参考としながらも、国情を踏まえた独自性の強い制度を作り上げたといえる⁴⁴。

本報告書にも記載され、また、本稿でも触れているとおり、インドネシアでは判決の予測可能性が低く、これが話し合いによる紛争解決の阻害要因にもなっていると考えられる⁴⁵。

4 知的財産権法

○特許庁ウェブサイト

・「外国産業財産権制度情報」⁴⁶

インドネシアを含め各国の知的財産関連法令の日本語訳が掲載されている。

・「模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書」⁴⁷

インドネシアを含め各国の知的財産関連情報

⁴¹ 大手法律事務所のアジア展開が急速に進んだ結果として、現地に駐在する日本人弁護士に委託して、相手国の法・司法に関する調査を行うことが可能となった。また、こういった調査の結果をベースに、相手国の法律家・立法担当者・学者などを招き、同国と日本との比較研究セミナーなどを実施すれば、法整備支援そのものの効果を持つ。情報収集・調査及び相手国への知見提供の両面において、こういった官民連携を積極的に進めていくべき時代が到来したと考えている。

⁴² <http://www.moj.go.jp/content/000068870.pdf>

⁴³ 裁判官でない調停人を選択した場合の費用が当事者負担となっていることも大きな要因になっている。なお、日本の調停 (Chotei) でも裁判官は調停委員会を構成し、一般の調停委員2名とともに進行を検討するが、期日内での実際の進行については一般の調停委員2名に委ねることが多い。その間裁判官は、いつでも評議などに応じることができるよう別室で待機する。こういった実務運用を前提に、日本の裁判官は、同一日時に複数の事件を担当することができる。

⁴⁴ インドネシアの mediasi につき、本稿では「調停」の訳語を当てているが、日本の「調停」(Chotei) のイメージに引張られてしまうおそれがあるため、メディアシとインドネシア語そのままのカタカナを当てた方がよいかもしれない。

⁴⁵ この点は、田中嘉寿子「2006年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー—政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで—」ICD NEWS30号でも指摘されている。 <http://www.moj.go.jp/content/000010313.pdf>

⁴⁶ <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokujih.htm>

⁴⁷ <http://www.jpo.go.jp/torikumimohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

報が掲載されている。

○小野昌延, 岡田春夫「アジア諸国の知的財産制度—山上和則先生古稀記念」青林書院 (2010)

○早稲田大学知的財産法制研究センターウェブサイト

- ・アジア知的財産判例検索システム⁴⁸
- ・季刊 企業と法創造「特集・知的財産法制研究 III」⁴⁹

インドネシアを含め, 各国の裁判官などによる知財に関する発表・報告が掲載されている。

○JICA 知的財産権保護強化プロジェクト

- ・プロジェクト基本情報⁵⁰

インドネシアでは長らく知財に関する JICA プロジェクトが実施されており, 2011 年 3 月から新たなフェーズが開始した。本フェーズの特色の 1 つは, 日本の特許庁に当たる法務人権省知的財産権総局だけでなく, 知的財産権の法的エンフォースメントを担う商業裁判所, 関税総局及び国家警察総局を支援対象として含め, 日本側も, 経済産業省特許庁のみならず, 財務省関税局及び法務省法務総合研究所を協力機関としている点である。

なお, プロジェクト基本情報には, 外部条件として, 「税関における水際取締りに係る最高裁通達が遅くとも 2011 年中に制定・発効される。」との記述がある。これは, インドネシアにおいて, 知財侵害品の水際差止めにつき, 裁判所の命令あるいは許可を経て行うとの制度を採用しているが, その細則が定められていなかったため, 実際の水際取締りが機能していなかったという問題を背景にしている。

○インドネシアの知的財産事件 (民事) の第一審は商業裁判所が管轄を有する。二審制がとられており, 第一審の判決への上訴は最高裁判所の管轄である。

商業裁判所は, 訴訟法上の存在として規定されているものの, 国法上あるいは官署として商業裁判所なる裁判所があるわけではない。専属の裁判官がいるわけでもなく, 通常裁判所の裁判官が所定の研修と資格取得を経た後, 業務の一部として, 知的財産事件 (他には倒産事件) を担当することになる。商業裁判所については, 当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49 号⁵¹にも基本的な情報を掲載している。

5 労働法

○安西明毅・栗田哲郎・小山洋平・中山達樹・塙晋「アジア労働法の実務 Q&A」商事法務 (2011)

シンガポール, インド, インドネシア, ベトナム, タイ, マレーシアの労働法制について, 裁判所などの紛争解決システムも含めた解説がされている。

○ジャカルタ・ジャパン・クラブのウェブサイト

- ・労働法及び関連法規の和訳⁵²
- ・労使関係裁判所 (産業関係裁判所) の判例集 (2006 年~2007 年) (日本語)⁵³

○インドネシアの労働事件の第一審は産業関係裁判所が管轄を有する。二審制がとられており, 第一審の判決への上訴は最高裁判所の管轄である。

産業関係裁判所は, 訴訟法上の存在として規定されているものの, 国法上あるいは官署として産業関係裁判所なる裁判所があるわけではない。専属の裁判官がいるわけでもなく, 通常裁判所の裁判官が所定の研修と資格取得を経た後, 業務の一部として, 労働事件を担当することになる。産業関係裁判所については, 当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49 号⁵⁴

⁴⁸ http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rcip/db/search_form.php

⁴⁹ <http://www.21coe-win-cls.org/activity/index14.html>

⁵⁰ <http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/6de16c1a8ff77f69492577040020afd7?OpenDocument>

⁵¹ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

⁵² <http://www.jjc.or.id/houjin/060501.html>

⁵³ <http://www.jjc.or.id/houjin/10082601.pdf>

⁵⁴ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

にも基本的な情報を掲載している。

6 法学教育、裁判官養成

○JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクトの長期専門家であった角田多真紀弁護士に委託した調査結果

・「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」⁵⁵

・「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および今後の改善充実の方向性について」⁵⁶

裁判官候補生向けの標準的な教材の開発が課題であるとの指摘もなされている⁵⁷。

○その他法学教育や裁判官任官後の OJT については、本稿及び当職作成の「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49 号⁵⁸も参照されたい。

7 法務人権省について

インドネシア法務人権省は、日本の法務省に相当する省であり、民法、民事訴訟法などのいわゆる基本法を所管しているほか、登記業務を扱う法務局、入国管理局、矯正施設が属している点で日本の法務省と共通している。一方、インドネシアの検察庁は法務人権省に属していないし、日本の特許庁に当たる知的財産権総局が、インドネシアでは法務人権省の一部であることも相違点である。

インドネシアの行政官庁は、省庁ごとに職員を募集している。毎年募集するとは限らず、法務人権省でも、2010 年は数千人単位の募集をしたが、2011 年は募集がなかったという。入省試験は、それぞれの省が独自に立案しているが、法務人権省

では法律知識を問う内容の試験問題が多く、職員にも比較的法学士が多いとのことである。

法務人権省では、裁判官からの出向、あるいは弁護士の任期付任用といったシステムはとっていないと考えられる。そのため、民法、民事訴訟法などの法令を所管していながら、法律・裁判の実務・現場に精通した職員が確保できているか疑問もある。一方、少年法改正草案の起草では、起草チームに裁判官も加わっていたとの情報もあり、法律実務と起草とをつなぐ工夫は一定なされている様子もうかがわれる。

第5 終わりに

JICA プロジェクト終了後も法務省がインドネシアとの法・司法分野の交流を継続してきたのは、インドネシアが日本の外交、経済にとって重要な国であるという側面があるのはもちろんであるが、それ以上にインドネシア最高裁の日本に対する信頼と期待によるところが大きい。これだけ日本にとって重要な国が、その最大の課題の一つである法・司法分野で、引き続き日本に強い期待を寄せている。このような期待に応えないという選択はどうしても導きがたかった。法・司法分野での協力・交流を細々とあっても継続することが、インドネシアと日本の双方にとって重要であるとの信念の下、各種調査やセミナーなどの企画立案を行い、実施してきた次第である。

そして、このような協力・交流が続けてこられたのは、本研究会を含めた各種企画で講師・訪問受入れ・調査受託・法律面でのアドバイスをしてくださった方々、インドネシアとの交渉・調整・その他あらゆるアレンジを担ってくれた方々、通訳の方々、私の思いを理解し、そのやり方を尊重してくださった上司の方々、ロジ面で多大な貢献をしてくれた専門官や業者の人たち、その他数え切れない関係者のみなさまの多大な協力があればこそである。この場で改めて感謝を申し上げるとともに、今後ともみなさまの御協力のもと、両国の法・司法分野での協力・交流が継続、発展することを心から願っている。

⁵⁵ <http://www.moj.go.jp/content/000073986.pdf>

⁵⁶ <http://www.moj.go.jp/content/000073987.pdf>

⁵⁷ 裁判官やその研修生などを対象とした教材の開発につき、日本は、カンボジア、ベトナム、ラオスでの支援実績がある。例として、カンボジアでの民事模擬裁判記録、民事保全類出質問集など。 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00028.html

⁵⁸ まもなく当部ウェブサイトのインドネシアページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00010.html) にも掲載の予定である。

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[主任教官:松川教官, 事務担当:守安専門官, 菅原専門官]

月 日	9:00 12:00	14:00 17:00	備考	場所
11 / 日 13	来日GA884 23:15ジャカルタ発 - 9:00成田着			
11 / 月 14	日本の司法及び法曹養成制度の概要 国際協力部教官 松川 充康 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	法総研所長表敬 所長室	東京地方裁判所訪問 (民事通常部, 民事保全部)	東京地方裁判所
11 / 火 15	日本民事訴訟法と上訴規整ー日本における民訴改正と上訴制限(特に, 上告制限)を中心として 同志社大学大学院法務研究科教授 川嶋 四郎 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	東京パブリック法律事務所訪問(実務修習, 裁判官の外部経験) 東京パブリック法律事務所		
11 / 水 16	日本の司法制度・裁判官教育とその歴史 学習院大学教授 稲田 龍樹 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	最高裁判所訪問(竹内最高裁判事表敬, 調査官室訪問) 最高裁判所		
11 / 木 17	日本の民事訴訟第一審についてー司法研修所ビデオ教材の紹介も兼ねて 国際協力部教官 松川 充康 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	日本における法曹養成と教材について 大阪大学大学院高等司法研究科教授(民事手続法) 下村 眞美 名古屋大学国際開発研究科准教授(インドネシア法) 島田弦 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	部長主催意見交換会 法曹会館	
11 / 金 18	・日本における損害賠償算定基準について ・積み残されていた質問について 国際協力部教官 松川 充康 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	事務次官表敬 事務次官室	総括質疑並びにフィードバック及び今後の交流の在り方に関する協議(1:30～5:30) 草野教授, 稲葉教授, 稲田教授, 大島弁護士, 平石弁護士, 角田弁護士, 山下部長, 松川教官 <small>法務総合研究所共用会議室</small>	
11 / 土 19	離日GA885 12:00成田発 - 17:25ジャカルタ着			

各日とも, 昼休み時にお祈りの時間を30分程度確保すること。

インドネシア裁判官人材育成強化共同研究 名簿

1	アチャ・ソンジャヤ
	Mr. Atja Sondjaja
	最高裁判所民事部長
2	モハムド・サレ
	Mr. Mohammad Saleh
	最高裁判所特別民事部長
3	ハビブラフマン・アバリ
	Mr. Habiburrahman Abari
	最高裁判所判事
4	ティムル・マヌルン
	Mr. Timur Manurung
	最高裁判所判事
5	タクディル・ラフマディ
	Mr. Takdir Rahmadi
	最高裁判所判事
6	プリ・パンブディ・テグ
	Mr. Pri Pambudi Teguh
	最高裁判所調査官(最高裁判所長官付)
7	モハムド・エカ・カルティカ
	Mr. Mohammad Eka Kartika
	ベカシ地方裁判所長
8	ブディ・サントソ
	Mr. Budi Santoso
	ボゴル地方裁判所所長

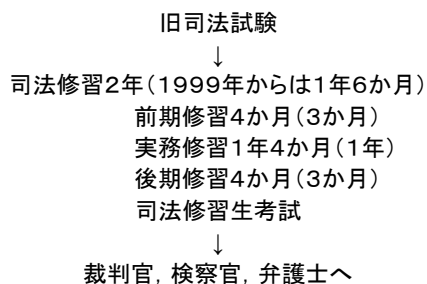
日本の法曹養成制度の概要 — 裁判官を話題の中心に —

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 松川 充康

本レクチャーのアウトライン

- 大学から裁判官任官までの試験・研修制度の説明(旧制度, 新制度)
- 任官後のトレーニング(On the Job Trainingを含む)の説明

旧制度の流れ



旧制度

- 旧司法試験と旧司法修習が柱
- 大学・大学院は, 法曹(裁判官, 検察官, 弁護士)の養成システムには組み込まれていなかった。

旧司法試験

- 裁判官, 検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定する試験
- 第一次試験と第二次試験
- 第一次試験
一般教育科目(人文科学関係, 社会科学関係, 自然科学関係)と, 外国語科目(英語, フランス語, ドイツ語, ロシア語, 中国語から1つ選択)
→大学で一定の単位をとった者(法学部である必要はない)は免除

第二次試験

- 三段階方式
各試験に合格した者のみ次の試験に
- 短答式試験(毎年5月上旬)
憲法, 民法, 刑法で, 択一式(マークシート方式)。試験時間は3時間30分で60問。

第二次試験(続き)

- 論文式試験(毎年7月中旬)
憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法(かつては法律選択科目、教養選択科目もあった。)
各科目とも2時間で2問。
- 口述試験(毎年10月)
憲法、民法、刑法、(商法)、民事訴訟法及び刑事訴訟法
試験委員からの口頭試問

論文試験の問題例

Aは、甲土地の所有者Bを強迫して土地売却に関する委任契約を締結させ、Bの代理人として甲土地をCに売り渡した。Cは、駐車場として利用させるためDに甲土地を引き渡し、賃料に代えてDに甲土地の舗装工事をさせたが、その後、Bが強迫を理由として右委任契約を取り消した。この場合におけるBとC・Dとの法律関係について説明せよ。
(平成3年・民法第1問)

第二次受験者数及び合格者数

- 1990年
受験者 21,308名
短答式試験合格者 3,814名
論文式試験合格者 506名
最終合格者 499名
- 2000年
受験者 31,729名
短答式試験合格者 6,125名
論文式試験合格者 1,026名
最終合格者 994名

旧司法修習

- 司法試験合格者は、司法研修所の行う2年間(1年6か月)の司法修習を経て、裁判官・検察官・弁護士に。
- 司法研修所は、最高裁判所に設置されている研修機関。
- 将来の裁判官・検察官・弁護士が共通の研修を行うという点に特色。

司法研修所での前期修習

- 4か月(3か月)
- 1クラス60～70名ほどにクラス分け。
- 科目は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護。各クラスの各科目ごとに実務家出身の教官が指導に当たる。
- 指導方法としては、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など

各都道府県に分散しての実務修習

- 1年4か月(1年)
- 民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習、弁護士修習を各4か月(各3か月)
- 裁判所では、各裁判部(通常は裁判官3～5名程度)に司法修習生を数名配置。
- 実務の現場を体験。裁判所での判決起案や検察での取調べ修習なども。

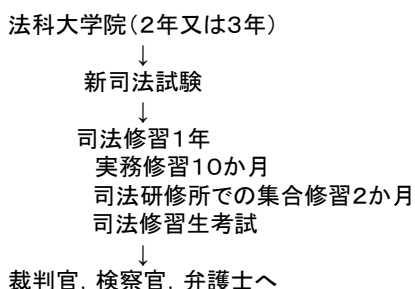
司法研修所での後期修習

- 4か月(3か月)
- クラスは前期と同じ。指導教官も異動がない限り同じ。
- 前期同様、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など。より高度の内容に。

司法修習生考試

- 司法修習の最後に行われる国家試験。合格すれば司法修習を修了し、裁判官・検察官・弁護士になるための資格を得ることができる。
- 試験科目は、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護。模擬記録をベースに判決などの起案をする。
- 裁判官は、司法修習の修了者から、成績、適性、健康を考慮して採用される。

新制度の流れ



新制度

- 「点(司法試験)による選抜」から「法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度」へ
- 大学(法科大学院)を法曹養成制度に組み込む
→法科大学院課程修了者のみ(ただし、2011年からは予備試験合格者も)が新司法試験の受験資格を取得。
- 新司法試験合格後の司法修習は存続。ただし、期間短縮。
- 2004年4月に法科大学院開講、2006年に第1回新司法試験
* 旧制度も枠を狭めながら当面並存とされた。
- 裁判官、検察官、弁護士共通の養成制度であることは変わらず。

法科大学院

- 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とした大学院
- 法学既修者コース(2年)と法学未修者コース(3年)
入学試験での法律科目の有無
- 2007年時点で、74校(国立23校、公立2校、私立49校、総定員5,825人)
- 必修である法律基本科目、法律実務基礎科目に加え、多種多様な選択科目
- 現役の裁判官、検察官、弁護士も講師に

法科大学院での履修科目

- 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)
- 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)
例: 要件事実論、判決書などの起案
- 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)
例: 法哲学、経済、会計
- 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目)
例: 知的財産、倒産、家事

新司法試験

- 短答式試験と論文試験を同時期(毎年5月)に行う。
- 3回不合格又は法科大学院修了から5年経過すると受験資格を失う。
- 短答式試験
 - 公法系科目(憲法, 行政法)
90分, 40問程度
 - 民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
150分, 75問程度
 - 刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
90分, 40~50問程度

新司法試験(続き)

- 論文式試験
 - 公法系科目(2問, 4時間)
 - 民事系科目第1問(2時間), 第2問(4時間)
 - 刑事系科目(2問, 4時間)
 - 選択科目(2問, 3時間)
- 選択科目
 - 倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(司法系)から1科目
- 詳細な事例を前提とした論述問題

受験者数及び合格者数

2009年

受験者 7,392名

短答式試験の合格に必要な成績を得た者

5,055名

合格者 2,043名

合格者平均年齢 28.84歳

新司法修習(旧制度からの変更点)

- 前期修習廃止←法科大学院導入のため
- 実務修習10か月, 司法研修所での集合修習(旧制度上の後期修習に相当)2か月の計1年間
- 司法修習生考試は存続
- 実務修習
 - 民事裁判修習, 刑事裁判修習, 検察修習, 弁護士修習を各2か月
 - +
 - 選択型修習2か月

選択型修習

- 豊富な選択メニューから各司法修習生が選択して, 組み合わせる。

例: 刑事関連施設等見学修習 1週間

家庭裁判所修習 2週間

新聞社での修習 1週間

民事模擬裁判 2週間

倒産事件修習 2週間

新司法修習修了後の進路

- 2009年 新司法修習修了者 1,992名
(旧司法修習修了者 354名)
 - 裁判官 99名(+旧制度から7名)
 - 検察官 67名(+旧制度から11名)
 - 残りの大半は弁護士に

任官後のトレーニング(新任時)

- 新任裁判官は、各都道府県の地方裁判所に分散して配属。民事又は刑事の合議事件の左陪席に。
cf 日本の地方裁判所は、事件の種類・難易に応じて、裁判官単独又は裁判官3人の合議体で裁判を行う。
- On the Job Trainingが中心に。難しい事件を先輩裁判官と共に担当する。
- 判決のfirst draftは、左陪席が通常行う。
- 刑事事件の令状や民事執行などは単独で担当。

職務を通じたトレーニング

- 多様な職務経験を積むことで裁判官としての能力を高める。
- 5年を経過すると単独で訴訟を担当することができる。
- 裁判官としての職務だけでなく、多様な外部経験のメニューがある。
例:海外留学, 行政官庁出向, 弁護士, 民間企業研修

実際の裁判官の職務経歴を見る

- M裁判官
2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
2001年11月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
2003年10月 大阪地方裁判所民事執行部
2004年 8月 イギリス留学

M裁判官(続き)

- 2006年 8月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
- 2007年 4月 大分地方裁判所民事部
民事通常事件全般(大半は単独で行う事件)を担当
- 2009年 3月 大分家庭裁判所
- 2010年 4月 法務省法務総合研究所国際協力部教官

T裁判官の場合

- 2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
- 2001年11月 大阪地方裁判所民事部(通常部)
- 2003年10月 大阪地方裁判所民事保全部
- 2004年 4月 民間企業研修

T裁判官の場合(続き)

- 2005年 4月 山口地方裁判所・簡易裁判所
刑事事件全般, 民事執行, 民事保全
- 2007年 4月 最高裁判所行政局局付
2008年4月からは民事局局付も兼務
- 2009年 4月 東京地方裁判所民事部(労働部)
単独で担当する事件も相当数あり

司法研修所企画の研修プログラム

- 司法研修所は、司法修習生の研修だけでなく、裁判官の研修も行っている。
- 任官時、10年目などに全員を対象とした必修の研修がある。
- 他の研修は原則として応募型
例：知的財産権基礎研究会、医療訴訟の特別研究会、刑事実務研究会、など
- 講義だけでなく、ディスカッション、ケーススタディなどの主体的参加の求められる研修が多い。

参考情報

- <http://www.courts.go.jp/english/institute/index.html>（英語）
司法研修所の概要を紹介している。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinga.html（日本語）
新司法試験のQ&A
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshihou_h21-22jssshi.html（日本語）
2009年新司法試験の問題が公開されている。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_qa01.html（日本語）
旧司法試験のQ&A

日本民事訴訟法と上訴規整

— 日本における民事訴訟法改正と上訴制限（特に、上告制限）を中心として

川 嶋 四 郎（同志社大学）

I はじめに

1. 上訴の規整 上訴制度、特に上告手続をどのように構成するか

上告審の役割、下級審の審理の充実、裁判所の信頼、国民の期待等

日本における上訴規整 裁判の形式 : 不服申立ての方法

判決 : 控訴→上告

決定・命令 : 抗告

2. 上訴目的論と上告規整

法令解釈統一を目的とするか、当事者救済を目的とするか

3. 日本の最高裁判所のデータ（民事事件〔行政事件含む。〕）

新受事件 平成 13 年（2001 年）以降、増加傾向

平成 18 年（2006 年）から減少

平成 20 年（2008 年）から増加

平成 21 年（2009 年）新受 6,927 件

（上告 2,296 件、上告受理 2,792 件他）

既済 6,912 件

未済 1,622 件

（参照） 同年 地方裁判所 新受 238,129 件

簡易裁判所 新受 658,422 件

II 日本民事訴訟法の沿革と上訴の規律

明治 8 年（1875 年） 大審院の創設

明治 22 年（1889 年） 大日本帝国憲法の制定

明治 23 年（1890 年） 裁判所構成法の制定

民事訴訟法の制定（ドイツ民事訴訟法の「翻訳的受継」）

3 審制

大正 15 年（1925 年） 民事訴訟法の大改正（日本固有の民事訴訟法の制定）

上告理由書の提出強制（現、315 条、316 条）

書面による上告棄却制度（現、319条）

（金額による控訴制限案は不採用）

- 昭和17年（1942年） 裁判所構成法戦時特例
2審制（控訴審の省略）
- 昭和22年（1947年） 日本国憲法の制定、裁判所法
民事訴訟法応急措置法
簡易裁判所の上告審。原則として高等裁判所
（裁判所法24条3号、16条3号）
- 昭和23年（1943年） 民事訴訟法の一部改正
変更判決（現、256条）等
上訴権の濫用制度（現、303条・313条）
- 昭和25年（1950年） 民事上告事件特例法（時限立法。4年後に失効）
上告理由の裁量調査制度
- 昭和29年（1954年） 裁判所法の一部改正
簡易裁判所の事物管轄の引上げ
民事訴訟法の一部改正
上告理由の制限（現、312条）
上告適法要件原審審査制度（現、287条・313条）
上告提起等の場合における執行停止要件加重
（現、403条1項2号参照）
- 平成8年（1996年） 民事訴訟法の大改正（現行民事訴訟法の制定）
「国民に利用しやすく、わかりやすく、社会の要請にかなった適切な民事訴訟法を」
改正の4本柱 争点・証拠の整理手続の整備（164条以下）
証拠収集手続の拡充（163条、220条以下）
上訴制度の整備 上告受理申立制度（318条以下）
許可抗告制度（337条以下）
少額訴訟手続の創設（368条以下）
- 裁判所法の一部改正 簡易裁判所の事物管轄の引上げ（140万円に）
参考、5千円→3万円→10万円→30万円→90万円→140万円
なお、平成8年民訴改正過程における上告制限論
上告審にける弁護士強制等の検討事項（不採用）
- その後の改正 特に、平成15年（2003年） 民事訴訟法の一部改正
計画審理（147条の2他）、専門委員制度（92条の2条以下）
訴えの提起前における証拠収集の処分等（132条の2以下）等

Ⅲ 日本における審理の構造と上訴制限

1. 第一審の充実審理の充実と上訴

争点・証拠の整理手続の充実

証拠収集手続の充実

仮執行宣言制度（259条等）の活用（勝訴当事者の早期利益確保）

2. 控訴審の審理充実

上訴（控訴）の利益

控訴手数料（提訴手数料の1.5倍。民事訴訟費用法別表第1・2項）

控訴理由書・反論書の提出強制（民事訴訟規則182条・183条）

続審制（第二の事実審） 攻撃防御方法の提出制限（301条）

3. 上訴要件による上訴の規整

上訴（上告）の利益

上告手数料（提訴手数料の2倍。民事訴訟費用法別表第1・3項）

上告理由（312条）

上訴制限 上訴権の濫用（民訴303条、313条）

判例 最（2小）判昭和41年11月18日・判例時報466号24頁

建物収去土地明渡請求事件

最（3小）判平成6年4月19日・判例時報1504号119頁

特許関係事件

4. 最上級裁判所の負担軽減方法

上告裁判所の2元化（日本、高等裁判所の上告裁判所化）

上訴期間

上訴状の原審提出

上告理由書の提出強制

上告制限

特に、裁量上告制度

法律審に純化

小法廷制度

最高裁判所調査官制度（裁判所法57条1項）

調査範囲の限定（320条。不服の限度）

原裁判所による上告の却下決定等（316条）

上告裁判所による口頭弁論を経ない上告の却下判決等 (317 条)

IV 若干の法比較

1. ドイツ

複合裁判権制度 専門裁判所化

三重の上告制限

上告金額制限 (ただし、2002 年に廃止)

原審による許可上告

上告審による受理拒否

なお、弁護士強制主義、弁護士分属主義

2. アメリカ等

連邦制

裁量上訴制度、審査事件の限定

V おわりに

多様な上告制限の手法：一般論 (まとめ)

1. 直接的な手法

①上告期間

②上告手数料による制限

③上告理由による制限

④裁量上告制度による制限

⑤上訴権の濫用理論による制限

⑥金額による制限 (上訴の利益の限定化)

原審と原々審の判決が食い違った場合にのみ上告可

⑦敗訴した上告人に罰金等の制裁を課す方式

⑧特殊な手続の賦課、等

2. 間接的な手法

①下級審裁判所における審理の充実

②裁判所の構成の工夫

特に、簡易裁判所の事物管轄の拡大 (上告審は、高等裁判所)

③簡易な債務名義の形成手続 (上訴の不要化の手続)

略式訴訟手続の創設

少額訴訟・手形小切手訴訟手続（356 条） 控訴禁止等（ただし上告可能）
支払督促手続（382 条以下）、等

訴訟外の手続整備（ADR の拡充）

例、日本の労働審判制度（個別労働関係事件の解決手続。労働審判法）等
調停（民事調停法） 調停

調停に代わる決定（民事調停法 17 条）

調停前置主義（家事審判法 18 条）

裁判上の和解 訴訟上の和解（89 条、267 条等）

訴え提起前の和解（即決和解。275 条）

なお、和解に代わる決定（275 条の 2）

ただし、異議による失効（訴訟との連携）

ただし、和解無効確認の訴え

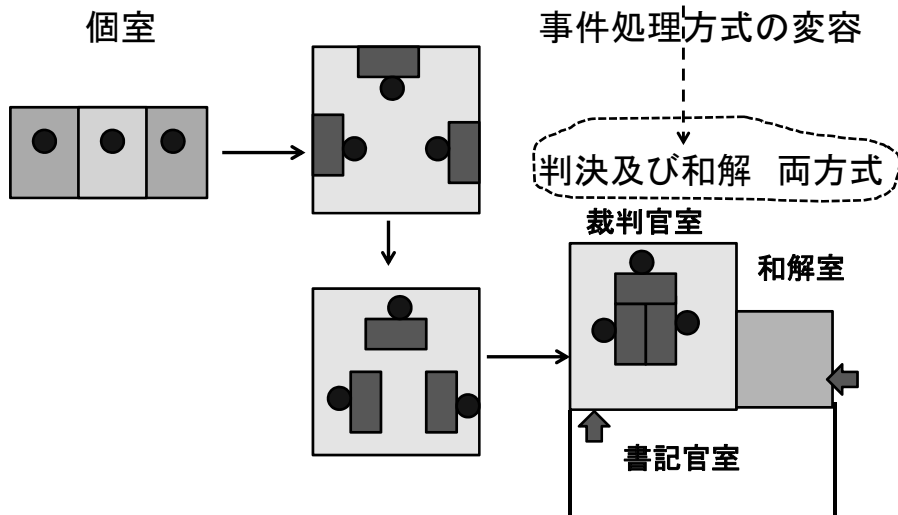
④執行停止手続の厳格化

⑤その他の基盤整備

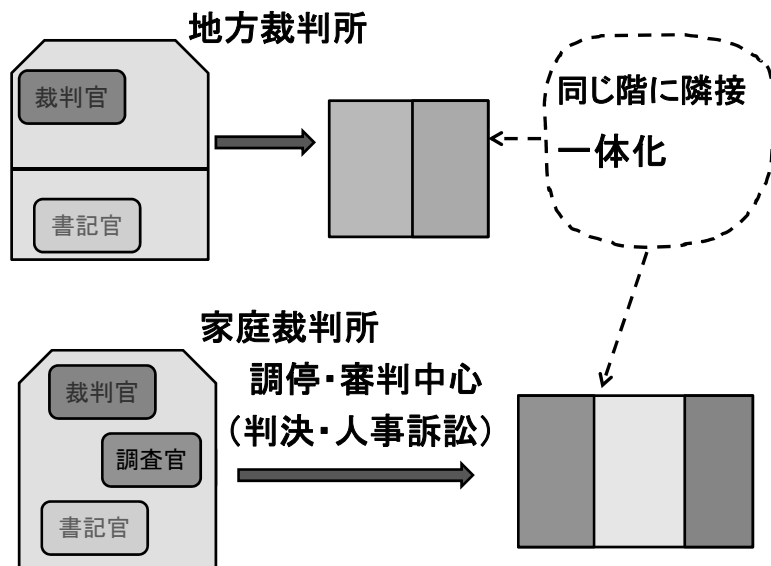
制度の信頼確保（裁判官・弁護士の信頼、手続・判例制度の充実・信頼等）
法教育、等

(2) 裁判官室のあり方の変遷

地方裁判所裁判官の職務



(3) 書記官室、家裁調査官室との関係



法曹養成教育・研修における教材の役割

大阪大学法科大学院
教授 下村 眞美

1 はじめに

(1) 日本の裁判官の担当事件

裁判官は、民事事件も刑事事件も担当するのが一般的です。

(2) 民事事件の教材について

本日は、私がより多く経験した民事事件の教材について話します。

2 民事訴訟実務の特色

(1) 実体法と手続法の交錯

民法と民事訴訟法に対する深い理解を前提に、それらの理論を実務で実践する技能があってはじめて、紛争解決に結びつけることができます。

(2) 紛争解決過程の全体像

訴え提起前から、判決手続を経て、現実的な紛争解決に至るまでの過程全体を理解することが重要です。

(3) 結果予測の可能性

同種の事案については、同じような結論がもたらされなければ、法的安定性を欠くことになり、裁判所の判断を信用してもらえません。

3 教材の役割

(1) 体系書との違い——知識の習得から知識の活用へ

体系書では、法律知識の修得に重点が置かれることが多く、概念や制度の説明、相互の関係等などが主たる内容となります。それに対して、教材は、法律が実際の実務でどのように解釈・適用されているかの理解を助けるものといえます。

(2) 実務制度の実態認識

『民事訴訟第一審手続の解説』など

訴えの提起、審理、判決の言渡しに至るまでの民事事件の第一審手続を実務の実際に従って解説していますので、手続を全体的に見渡すことができます。また、それぞれの段階において、問題となり得る事象や法的問題が解説されていますので、手続そのものの理解に大いに役立ちます。

(3) 制度を貫く思想の理解

民事訴訟法理論が実際の民事訴訟の中で果たす役割やその位置づけが明確になり、制度全体がどのような思想の下で設計されているのかが理解できるようになります。また、さらにあるべき規範や解釈論について、考察する契機となります。

(4) 成長への動機形成

教材を通じて、裁判官の職務がどのようなものであるか、また、どんなにやりがいがあるかを理解してもらうことにより、公平で迅速な紛争解決に必要な技術の修得、紛争解決への熱意を持ってもらうことを期待するものでもあります。

(5) 一定水準の教育を実現

同一の教材を用いることで、研修を受ける者に対して、一定の水準を示すことができます。また、研修者同士で同じ事例について議論を交わすことができ、問題点の把握や解決について深い考察ができます。

4 教材の種類

(1) 目的に応じた教材

法学部での教育：個々の法律や法体系の基本的理解

→入門書、体系書などが用いられます。

ロースクールでの教育：法学部での基本的理解を前提とする法理論と実務の架橋

→演習書、比較的単純なケースブックなどが用いられます。

司法修習での研修：法律実務の実際を経験することによる応用力の修得

→実際の事件を元に作成された複雑なケースブックなどが用いられます。

裁判官の研修：法体系全体の深い理解及び新たな問題に対処する能力の獲得

→OJT、集合研修、研究会等によって、各種能力を高めます。

司法修習と同じように、実際の事件を元に作成されたケースを使って、考察・議論し、理解を深めることが多いです。

(2) 司法研修所の教材の種類

手続の解説 『民事訴訟第一審手続の解説』など

実体法の解説 『新問題研究 要件事実』『紛争類型別の要件事実』

『増補 民事訴訟における要件事実 第一巻』

『民事訴訟における要件事実 第二巻』など

マニュアル 『判決起案の手引』『民事弁護教材』など

模擬事件記録 『修習記録第〇〇号』

5 教材の利用方法

(1) 司法修習

①実務修習前

実務修習が始まる前に、上記の解説類、マニュアル類が配布されますので、修習生は、それを一通り通読します。解説類の一部は、ロースクールで使われていますので、それほど大変なことではないと思います。

②民事裁判実務修習

実際の事件の記録を使って、判決を起案させることが多いようです。その場合には、上記の解説やマニュアルを参照させることが一般的だと思われます。事件の担当裁判官が起案を添削します。

③集合修習

模擬事件記録を使って、当事者の主張を整理させたり、事実認定をさせたり、判決全体を書かせたりします。その場合には、上記の解説やマニュアルを参照させることが一般的だと思われます。

(2) 裁判官任官後

①OJT

実際の事件に携わりますが、判事補（任官から10年以内の裁判官）は、まず、合議体の一員として裁判手続を担当します。判決は、まず、判事補が起案し、他の陪席裁判官、裁判長の順に添削され、正式の判決書ができあがります。判事補が判決を起案する際には、マニュアルを参照することが多いと思います。

②集合研修

模擬事件記録を使って、訴訟手続の進行上の問題点、事実認定の問題点、法解釈の問題点などを検討・考察します。研修者の間では、同一の事案について、同じような事件の見方ができ、同水準の判断ができることを目指します。

6 おわりに

(1) 教材の作成について

民事裁判に関する解説、マニュアル、模擬事件記録等は、司法研修所の民事裁判教官が合議して作成します。

(2) 教育の効率について

民事訴訟実務について、一通り理解し、運用することができるようになるには、相応の時間が必要です。しかし、教材をうまく用いることで、ある程度その時間を短縮することに寄与するものと考えます。